

資料-1

給水栓水(じゃ口)で1日1回以上行う検査

No.	検査項目	基準値	検査頻度	備考
			計画	
1	色度	5度以下	毎日	水道法施行規則第15条第1項に基づき、1日1回以上検査を行わなければならない項目
2	濁度	2度以下	毎日	
3	遊離残留塩素	0.1 mg/L以上	毎日	

